

第9章 参考資料

1. 水道関係法令抜粋

① 水道法(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

(水質基準)

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗(ふつ)素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、

貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

② 地方公営企業法 (抜粋)

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(地方公営企業の設置)

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

(特別会計)

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

(予算)

第二十四条 地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基いて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。
- 3 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(決算)

第三十条 管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第三条の規定の趣旨に従つてされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
- 4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第百二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後の最初の定例日（同条第六項に規定する定例日をいう。））にか

れる会議において議会の認定)に付さなければならない。

- 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 6 地方公共団体の長は、第四項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第二項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
- 7 地方公共団体の長は、第四項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
- 8 地方公共団体の長は、第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 9 第一項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

③ 地方公務員法（抜粋）

(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 すべて職員に分限及び懲戒については、公正でなければならない。

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者

（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

（服務の根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（服務の宣誓）

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(営利企業への従事等の制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(研修)

第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受けられる機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

(福祉及び利益の保護の根本基準)

第四十一条 職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならない。

(厚生制度)

第四十二条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(共済制度)

第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金に関する制度が含まれていなければならない。

3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。

4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。

6 第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。

(公務災害補償)

第四十五条 職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。

2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。

3 前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。

一 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に関する事項

二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得の喪失に対する補償に関する事項

三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

4 第二項の補償に関する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

④ 東大阪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（水道事業及び下水道事業の設置）

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、本市に水道事業を設置する。

2 雨水及び汚水を排除し、又は処理するため、本市に下水道事業を設置する。

（経営の基本）

第3条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、本市の区域内とする。ただし、標高150メートル（上石切町二丁目については、標高230メートル）を超える区域を除くものとする。

(2) 給水人口は、548,170人とする。

(3) 1日最大給水量は、295,000立方メートルとする。

3 下水道事業の排水区域面積及び排水人口は、次のとおりとする。

(1) 排水区域面積は、5,159ヘクタールとする。

(2) 排水人口は、476,190人とする。

（組織）

第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

3 管理者は、上下水道局長とする。

4 管理者が設置する附属機関は、次のとおりとする。

附属機関	担当事務
東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会	建設工事の請負及び建設工事に係る設計業務等の委託に係る入札及び契約の条件その他入札及び契約の適正な実施に関し必要な事項についての審査に関する事務
東大阪市上下水道局総合評価一般競争入札審査委員会	建設工事に係る総合評価一般競争入札における落札者決定基準及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

5 前項に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、管理者が定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに

係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が2,000,000円(交通事故に係るものにあつては自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する保険金額の最高額)以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出等)

第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけすみやかに、これを提出しなければならない。

4 第1項又は第3項の規定により、業務の状況を説明する書類が提出された場合においては、市長は、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前項の公表は、東大阪市公告式条例(昭和42年東大阪市条例第2号)に定める掲示場に掲示して行なう。ただし、市長が必要に応じその他適宜の方法により公表することができる。

⑤ 東大阪市水道事業給水条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、東大阪市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、本市の区域内とする。ただし、標高150メートル（上石切町2丁目については、標高230メートル）を超える区域を除くものとする。
（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、増設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、増設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、本市においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合は、本市が施行することができる。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 管理者は、第1項の規定により指定給水装置工事事業者又は本市が給水装置工事を施行する場合において、必要があると認めたときは、第5条の規定により申込みを行った者に対し、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の

申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 本市が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 労力費
 - (3) 道路復旧費
 - (4) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者が配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要と認めるときは、本市は、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、そのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても本市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選任)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選任しなければならない。

(管理人の選任)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選任し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者

- (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、本市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者、管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の規定によりメーターを保管する者（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止しようとするとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する本市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 管理者が必要と認めるときは、前項の届出がなくとも、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、水道の使用者又は給水装置の所有者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第23条 専用給水装置の料金は、1月について、次の表に定めるところにより算定した金額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「消費税相当額」という。）を加算した額とする。この場合において、同表の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

用途	基本水量	同左に対する最低料金	超過料金	
			水量	料金
家事用	7立方メートル以下の分	608円	基本水量を超え、10立方メートルまで1立方メートルごとに	98円
			10立方メートルを超え、20立方メートルまで1立方メートルごとに	146円
			20立方メートルを超え、30立方メートルまで1立方メートルごとに	208円
			30立方メートルを超える1立方メートルごとに	247円
浴場用	500立方メートル以下の分	31,000円	基本水量を超え、600立方メートルまで1立方メートルごとに	62円
			600立方メートルを超え、2,000立方メートルまで1立方メートルごとに	102円
			2,000立方メートルを超え、3,000立方メートルまで1立方メートルごとに	104円
			3,000立方メートルを超え、4,000立方メートルまで1立方メートルごとに	113円
			4,000立方メートルを超え、5,000立方メートルまで1立方メートルごとに	123円
			5,000立方メートルを超え、6,000立方メートルまで1立方メートルごとに	189円

浴場用	500立方メートル以下の分	31,000円	6,000立方メートルを超える1立方メートルごとに	247円
業務用	10立方メートル以下の分	1,462円	基本水量を超える1立方メートルごとに	247円
公共用	30立方メートル以下の分	4,472円	基本水量を超える1立方メートルごとに	326円
事業用	30立方メートル以下の分	6,604円	基本水量を超える1立方メートルごとに	347円
臨時用	10立方メートル以下の分	4,858円	基本水量を超える1立方メートルごとに	580円

2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回について1,500円に消費税相当額を加算した額とし、1回の使用時間は、5分以内とする。

(料金の算定)

第24条 料金は、毎月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

2 管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して使用水量を計量することができる。

(1のメーターによる複数戸数の計量)

第25条 管理者が必要と認めるときは、1のメーターで2以上の専用給水装置の水量を計量することができる。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他管理者が必要があると認めるとき。

(中途使用等の場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、廃止し、又は給水を停止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、第23条第1項の料金の2分の1とする。
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月分として算定した料金とする。

2 月の中途においてその用途に変更があったときの料金は、使用日数の多い用途によって算定する。この場合において、使用日数が等しいときは、変更後の用途によって算定する。

(多用途に使用するときの料金の算定)

第28条 1の専用給水装置を2以上の用途に使用する場合は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(複数戸数の専用給水装置の水量)

第29条 第25条の専用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括して徴収することができる。

2 水道の使用を中止し、廃止し、又は給水を停止したときは、そのつど料金を徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第32条 料金納付額に過不足があるときは、納付後であっても、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、次回徴収の料金で精算することができる。

(加入金)

第33条 加入金は、次の表に定める金額に消費税相当額を加算した額とし、第5条の規定による新設又は改造(メーター口径を増径する場合に限る。以下この条において同じ。)の申込みを行った者から徴収する。この場合において、給水装置の改造の申込みを行った者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。

メーター口径	加入金	メーター口径	加入金
13ミリメートル	130,000円	75ミリメートル	3,460,000円
20ミリメートル		100ミリメートル	7,010,000円
25ミリメートル	250,000円	150ミリメートル	19,140,000円
40ミリメートル	760,000円	200ミリメートル	管理者がそのつど定める。
50ミリメートル	1,290,000円		

2 前項の加入金は、第5条の規定による給水装置の新設又は改造の承認の際徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第34条 手数料は、次の各号の区分により、申請者からこれを徴収する。

(1) 第7条第1項ただし書の規定により本市が給水装置工事を行う場合の設計手数料

ア 口径25ミリメートル以下の給水管 1栓 1,000円

イ 口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の給水管 1栓
2,000円

ウ 口径50ミリメートルを超える給水管 1栓 3,000円

ただし、分岐1栓を増すごとに半額を加算する。

(2) 法第16条の2第1項の規定による指定の審査手数料 1件

10,000円

- (3) 法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新の審査手数料 1件 10,000円
- (4) 第7条第2項の指定給水装置工事事業者の設計審査手数料
 - ア 口径25ミリメートル以下の給水管 1栓 1,000円
 - イ 口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の給水管 1栓 2,000円
 - ウ 口径50ミリメートルを超える給水管 1栓 3,000円
ただし、分岐1栓を増すごとに半額を加算する。
- (5) 第7条第2項の指定給水装置工事事業者の工事検査手数料
 - ア 口径25ミリメートル以下の給水管 1栓 1,000円
 - イ 口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の給水管 1栓 2,000円
 - ウ 口径50ミリメートルを超える給水管 1栓 3,000円
ただし、分岐1栓を増すごとに半額を加算する。
- (6) 指定給水装置工事事業者指定証書再交付手数料 1件 1,000円
- (7) 管理者が管理する財産の境界明示手数料 1筆1,000円（1筆増すごとに500円加算）
- (8) 履行証明手数料 1件 300円
- (9) 指定給水装置工事事業者証明手数料 1件 300円
- (10) 開栓証明手数料 1件 300円
- (11) 閉栓証明手数料 1件 300円
- (12) 支払い証明手数料 1件 300円
- (13) その他証明手数料 1件 300円

2 前項各号の手数料は、申請の際徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(料金等の徴収方法)

第35条 料金その他の納付金は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の方法により徴収することができる。

(料金、加入金等の減免)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又

はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者等が、第9条の工事費、第20条第3項の修繕その他必要な処置に要した費用又は第23条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、30日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雑則

(過料)

第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第33条第1項の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第44条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第23条の料金又は第34条第1項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(委任)

第45条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。